

## 災害等の発生時におけるスポーツ施設の臨時閉鎖について

災害発生など次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、前橋市のスポーツ施設を臨時閉鎖する場合があります。

- (1) 地震等の災害発生により避難所を設置する場合
- (2) 前橋市内における家畜伝染病の発生により現地事務所を設置する場合
- (3) 新型コロナウイルスのまん延等により前橋市が閉鎖と判断した場合
- (4) その他、事故等により施設が利用できなくなった場合

臨時閉鎖した場合、その期間の予約（利用許可）を取消しさせていただくこととなります。

なお、上記事項に該当する場合は、使用料は返金しますが、大会準備等に要した費用は補償できません。

恐れ入りますが、ご理解、ご協力のほどよろしく申し上げます。